

平成 18 年 3 月 6 日

国土交通省住宅局建築指導課長 殿

(社)日本建築構造技術者協会
会長 大越 俊男

国住指発第 2930 号 (平成 18 年 2 月 15 日) に対する意見書

「構造計算書偽装物件に対して限界耐力計算等による安全性の検証をした構造計算書が提出された場合は、特定行政庁において審査し、建築基準法令の規定に適合することを確認した場合はその旨を所有者に通知する」とありますが、この件に対して意見を申し上げます。

1. 限界耐力計算の運用に関する技術的問題

限界耐力計算の運用に関する問題点は従前より多方面から指摘され、特定行政庁でも慎重な扱いを行っているところが多く、JSCA でも 2005 年 9 月に問題点として下記の 4 点を指摘している。この状況の中、性急に事を運ぶことは、混乱の一因となる恐れが強く、奨励すべき方法ではない。採用する場合には審査にあたって慎重を期することを強調すべきである。

架構剛性を少なく評価でき、地震力を小さく評価できる

極稀に発生する地震時の層間変形を計算できるが、制限値を決めていないので非構造体落下等に関連する安全性が担保できないものが多い。

仕様規定は耐久性規定を除き適用しなくてよいが、代替性能規定がない

確認申請取り扱い要綱が果たしていた安全性確認との落差

2. 偽装物件の一部の建物だけに限界耐力計算法を用いて検討を行うことの問題

保有水平耐力計算による検討結果に基づき、すでに取り壊し判断を行った建物との整合性を図ることが難しいと考える。また限界耐力計算により、耐震性能が規定値の 0.5 を上回った場合に取り壊し判断を変えることになるならば、その判断は国、特定行政庁、所有者のいずれが行うのか明確にすべきだと考える。

3. 保有水平耐力計算と限界耐力計算の結果の違いについての国民への説明の必要性

本来は、上記 1 の調査結果を受けて限界耐力計算の運用の見直しを図る中で、二つの計算法の差異を明快にし、説明していく必要があると考える。しかし、その作業が未了のまま今回の対応を行う場合であっても、異なった結果を生み出す二つの計算法の意味について早急に明快な説明を行うべきと考える。